

2023年1月13日

第1版

キャビネット+利用規約

三菱倉庫株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が「キャビネット+（キャビネットプラス）」との名称で提供する書類の保管サービスにかかる利用規約（以下「本規約」といいます）を、以下のとおり定めます。

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、文書管理WEBシステム（以下、「本WEBシステム」といいます）を通じて、会社および法人格を有する団体に対して当社が提供する書類の寄託および集配並びにこれらに付帯するサービス（以下「本サービス」といいます）に適用されます。
2. 本規約は、本サービスをご利用になる法人のお客様（以下「利用者」といいます）が本サービスを利用する際の条件を定めたものであり、利用者は、本規約に従い本サービスを利用するものとします。
3. 本サービスにかかる『キャビネット+の申込方法（<https://service.mitsubishi-logistics.co.jp/service/document-storage/cabinetplus/cabinetplus-application>）』、『キャビネット+の使い方（<https://service.mitsubishi-logistics.co.jp/service/document-storage/cabinetplus/cabinetplus-use>）』、および個別の本サービス毎に細則その他の規約等（以下「細則等」といいます）を定める場合には、細則等は本規約の一部を構成します。
4. 本規約の規定が前項の細則等の規定と矛盾する場合には、細則等において特段の定めなき限り、細則等の規定が優先されるものとします。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、また、あらかじめ利用者に個別にお知らせすることなく、本規約、細則等の内容を変更することができるものとします。この場合、変更後の本規約、細則等は、WEBサイトに掲載された時点から効力を生じるものとします。ただし、当社が別途定めた場合はこの限りではありません。
2. 利用者は、前項により本規約、細則等の変更が行われた場合、変更後の本規約、細則等に従うことをあらかじめ承諾するものとします。

第3条（利用者）

1. 本サービスの提供を希望するお客様は、以下の条件に従い利用登録の申込み（以下「本申込み」といいます）を行うものとします。なお、利用登録が可能なお客様は、当社が本条に定める利用登録の申込みについて承諾した方で、かつ次の各号に定める条件をすべて満たした方とします。

- ① 本サービスの利用料金の決済ができる銀行口座を所有していること。
 - ② 日本国内で商業・法人登記済みの法人であること。
 - ③ 当社との間で送受信が可能な法人名義の電子メールアドレスを所有していること。
 - ④ 当社との郵便による連絡が可能な連絡先住所があり、日中連絡可能な電話番号を所有していること。
2. 利用希望者は利用規約の内容を承諾のうえ、WEB サイトにて所定の必要事項を入力および送信します。
3. 当社は登録情報に基づき審査を行い、申込みを承諾する場合には本サービスおよび本WEB システムのID 発行のお知らせメールを登録情報のメールアドレス宛に送付します。
4. 前項のメールを受領した申込者は、本サービスを利用することができます。前項のメール申込者が受領した時をもって、当社との間で本サービスの利用契約が成立するものとします。
5. 当社は、申込者が次の各号のひとつにでも該当すると判断した場合、本サービスの利用を承諾しない場合があります。また、当社による利用の承諾後、利用者が次の各号のひとつにでも該当すると当社が判断した場合、当社は、当該利用者にあらかじめ通知することなく、当該利用者に対して利用登録の抹消、本サービス提供の停止、および認証情報の無効化等を行うことができるものとします。
- ① 利用申込みをした者が本規約、細則等を遵守しない場合。
 - ② 利用申込みをした者が実在しないことが判明した場合。
 - ③ 利用申込みをした者が、過去に本規約または細則等の違反等により利用資格の停止・取り消しを受けていることが判明した場合。
 - ④ 利用申込みにおける当社への登録情報に、虚偽記載、誤記、記載漏れ等があった場合。
 - ⑤ 利用申込みをした者が、暴力団等、集团的または常習的に暴力的不法行為等を行いまたは行うことを助長するおそれのある団体およびこれらの者と取引のある者であること、または「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」や、各都道府県が定める暴力団排除条例に違反する者であることが判明した場合。
 - ⑥ 利用申込みをした者が第9条のひとつにでも該当する場合。
 - ⑦ 利用者が、当社所定の期間本サービスの利用等を行った形跡が認められない場合。
 - ⑧ 前各号の他、当社が利用の承諾または本サービスの利用資格等を与えることを不相当と判断した場合。
6. 利用者は、自己の責任において認証情報を管理および保管するものとし、認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
7. 第三者が利用者の認証情報を用いて本サービスを利用した場合、当該行為は、当該利用者による本サービスの利用とみなされるものとし、当該利用者は、当該本サービス利用にかかる一切の責任を負うものとします。

8. 利用者は、認証情報が盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。
9. 利用者が、本サービス利用の終了（以下「解約」といいます）を希望する場合、当社所定の方法により当社へ届出を行うものとします。なお、上記解約の届出を行った利用者は、届出があった時点で全ての本サービスに関する権利を失うものとします。

第4条（審査）

1. 利用者は、本サービスの申込み、本サービスの提供拒否、契約解除等に関する審査方法を当社に一任するものとし、審査により本サービスが利用できない場合や、利用中に本サービスが終了した場合でも不服を申し立てないものとします。
2. 当社は審査方法および理由について利用者または第三者に開示しないものとします。
3. 審査において、利用者に関する追加情報、資料または書類等が必要になった場合、利用者は当該情報、資料または書類を当社に提供して協力するものとし、一切の異議申立、請求等を行わないものとします。

第5条（サービス提供の一時中断または中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断または中止することができるものとします。
 - ① 本サービス提供システムに障害等が発生した場合。
 - ② 本サービス提供システムの保守等を行う場合。
 - ③ 戦争、事変、暴動、テロ行為、労働争議、地震、津波、高潮、大水、暴風雨、その他抗拒または回避することのできない災厄により、本サービスの提供が困難または不能であると当社が判断した場合。
2. 当社は、前項による一時中断または中止が見込まれる場合、事前に利用者へ通知するものとします。ただし、緊急時およびやむを得ない場合、この限りではありません。

第6条（委託）

当社は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又または一部を、第三者に委託することができるものとします。

第7条（個人情報の取り扱い）

1. 当社が取得する利用者には所属、その他関係する個人に関する情報（以下「個人情報」といいます）の取り扱いは、当社「個人情報保護方針」（<https://www.mitsubishi-logistics.co.jp/company/policy/privacy.html>）の定めに従うものとします。
2. 解約により利用目的が終了した個人情報は第3条第9項の本サービスに関する権利を失うと同時に速やかに廃棄・消去します。

3. 取得した個人情報、目的達成のために必要な範囲内で委託業者に開示することがあります。

第8条（権利の帰属）

利用者が入力した情報を除く本サービスのコンテンツ、プログラム、情報等に関する一切の権利は当社または当社にその使用を許諾した第三者に帰属します。当該権利には、著作権および産業財産権等の知的財産権、所有権その他一切の権利を含むものとします。

第9条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用に関し、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 犯罪行為に関連する行為もしくは公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
- ② 他の利用者、第三者または当社に不利益および損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- ③ 本サービスに関連する権利を第三者に譲渡、使用許諾、売買、質入、担保に供する、またはこれらに類する一切の行為。
- ④ 本サービスの運営を妨害または本サービスの信用を毀損する行為。
- ⑤ 他の利用者、第三者または当社になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑥ 本サービスを通じて有害なコンピュータプログラム等を送信または他の利用者、第三者または当社が受信可能な状態とする行為。
- ⑦ 本サービスに接続している他のコンピュータ、システム、サーバー等に不正アクセスを行う行為または不正アクセスを試みる行為。
- ⑧ 前各号に定める行為を助長する行為。
- ⑨ 前各号の他、当社が不適切と判断する行為。

第10条（届出事項）

1. 利用者は、本申込みに基づく当社への登録情報について変更が生じた場合、直ちに当社所定の手続きおよび方法により、変更の届出を行なうものとします。
2. 前項の届出前に利用者が生じた不利益または損害については、当社は責任を負いません。

第11条（通知、催告等）

1. 当社から利用者への通知および連絡等は、利用者が当社に登録した電子メールアドレスへの電子メールによる送信、登録した住所への郵送または本WEBシステムへの掲載により行います。
2. 当社が、前項に基づき利用者が当社に登録した電子メールアドレス（利用者から変更の届出があった場合は、当該変更届出後の電子メールアドレス）または登録住所（利用者から

変更の届出があった場合は、当該変更届出後の住所)に宛てて通知催告を行った場合は、当該通知または催告は通常到達すべき時に利用者に到達したものとみなします。

3. 当社が、本条第1項の通知を本WEBシステムへの掲載により行う場合、同通知が本WEBシステムに掲載された時点で利用者への通知が完了したものとみなします。

第12条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金は別紙料金表に定めるものとします。
2. 本サービスの利用料金の支払方法は当社が指定する方法とし、振込手数料その他の支払いに関する費用は利用者の負担とします。
3. 本サービスの料金表を変更する場合には、当社は利用者の事前の承諾なく利用料金の改定を行うことができるものとします。
4. 利用者は、本サービスの利用料金に係る当社の債権を、当社が提携する事業者に譲渡する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。
5. 利用者が、本規約に規定する寄託物の引取りを行わない場合、当社は、当該寄託物の保管料と同額の違約金の請求を行うことができるものとします。

第13条 (営業時間)

当社が本サービスの提供を行う営業時間は、月曜日から金曜日(祝日、年末年始(12月30日~1月4日)を除く)の午前9時から午後5時までとします。

第14条 (書面による意思表示)

当社は、利用者が当社に対し通知、指図その他の意思表示を行う場合は、本WEBシステムによるほか、書面によることを求めることができるものとします。

第15条 (寄託引受けの拒絶)

当社は、次の各号の事由がある場合は、書類保管(以下「寄託」といい、お預かりする特定物品を「寄託物」といいます)の引受けを拒絶することができるものとします。

- ① 寄託の申込みが本規約によらないものであるとき。
- ② 寄託物が書類でないと認められるとき。
- ③ 寄託物の保管に必要な施設がないとき。
- ④ 寄託物の保管に関し特別の負担を求められたとき。
- ⑤ 当該寄託物が法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
- ⑥ 寄託物が当社所定の保存箱に梱包されていない場合。
- ⑦ 保存箱または書類が著しく劣化、腐食しており、本サービスの提供の際に毀損するおそれが認められるとき。
- ⑧ ⑥の保存箱に当社所定のラベルが貼り付けされていないとき。

⑨ 前各号の他、やむを得ない事由があるとき。

第16条（寄託価額）

利用者は、寄託物の寄託価額を1箱10,000円とすることにあらかじめ同意するものとします。

第17条（本サービスの申込および本サービスにかかる個別契約の成立）

1. 利用者は、本規約に基づく本サービスの申込みに際し、当該寄託物に関して次の事項その他の事項（以下「申込事項」といいます）を本WEBシステムにて入力、送信する事により、申込みしなければなりません。

- ① 預け入れる寄託物の特定
- ② 電子メールアドレス
- ③ 預け入れのための引取り（集荷）希望日
- ④ 引取（集荷）場所
- ⑤ 担当者
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 部署

2. 当社は、利用者が申込事項を入力、送信しないため、申込事項に記載すべき事項を入力しないため、または申込事項に入力、送信した事項が事実と相違するため生じた損害については、賠償の責任を負いません。

3. 本規定、細則等に基づく利用者の当社に対する本サービスにかかる個別契約（以下「寄託契約」といいます）は、当社が申込事項を承認し、かつ寄託物の引渡しを受けたときに成立します。

第18条（申込事項の変更等）

1. 利用者は、申込事項を訂正または変更する場合には、当社所定の方法により、当社に対し速やかに通知しなければなりません。

2. 当社は、利用者が前項の通知をしなかったこと、または時機を逸したことにより利用者生じた不利益または損害については責任を負いません。

第19条（庫入れ、庫出し、集配送その他の作業）

1. 当社が利用者から寄託を受けた寄託物の庫入れ、庫出し、集配送その他の作業は、当社または当社より委託を受けた指定業者が行います。

2. 庫入れ、庫出し、集配送その他の作業中の段積みの制限はないものとします。

第20条（契約の解除）

1. 利用者が次の各号のひとつにでも該当する場合には、利用者は当社に対して負っている債務について期限の利益を失うとともに、当社は何らの催告を要することなく、ただちに寄託契約を解除することができるものとします。

- ① 本規約第9条各号、第15条各号のひとつにでも該当することが明らかになったとき。
- ② 本規定または当社が別途定める関連規定の一つにでも違反したとき。
- ③ 本サービスの利用料金の支払いを1か月以上遅延したとき。
- ④ 利用者の責めに帰すべき事由または寄託物の変質等により、当社または第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当な理由のあるとき。
- ⑤ 手形、小切手の不渡処分または銀行取引停止処分を受けたとき。
- ⑥ 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、その他公権力の処分を受けたとき。
- ⑦ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算等の開始の申立があったとき、または私的整理を開始したとき。
- ⑧ 申込事項の内容が事実と反することが明らかになったとき。
- ⑨ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます）である場合。
- ⑩ 代表者、責任者、または実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、または暴力団等への資金提供を行う等、密接な交際のある場合。
- ⑪ 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または、関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
- ⑫ 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
- ⑬ 自らまたは第三者を利用して、当社に名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれがある行為をした場合。
- ⑭ 自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合。
- ⑮ 解散の決議、営業停止、その他債務の履行が困難と認められる相当の理由があったとき。
- ⑯ 正当な事由がなく第25条の検査を拒絶したとき。

2. 前項各号の事由により、当社または第三者が損害を蒙った場合、利用者は当該損害を賠償するものとします。

3. 利用者が当社に寄託物を引き渡した後、当社が本条第1項の規定により寄託契約を解除した場合は、利用者は、遅滞なく、保管料、入出庫料その他の料金、立替金および延滞金を支払い、寄託物を引き取らなければなりません。

4. 当社は、本条第1項の規定により寄託契約を解除した場合は、これによる損害については、賠償の責任を負いません。

第21条（引渡しの確認等）

当社は、寄託物の引渡しを受けた場合は、その受取りを証する貨物受取書を利用者に交付します。

第22条（保管方法）

1. 当社は、その内容を検査することなく、寄託物をその引渡しを受けた時の荷姿のまま保管します。ただし、引渡しを受けた時の荷姿のまま保管することが困難であるか、または保管上不適当であると当社が認めた場合は、当社は利用者に対し、寄託物の再梱包等の作業を依頼することができるものとし、利用者が速やかに対応しない場合には、当社が利用者の費用負担により再梱包等の作業をすることができるものとします。
2. 保管中の段積みの制限はないものとします。

第23条（再寄託）

当社は、寄託物の保管に必要な施設がない場合、その他必要に応じ、当社の費用において、他の倉庫業者に寄託物を再寄託することができるものとします。

第24条（保管期間）

寄託物の保管期間は、利用者から解約の申入れがない限り自動的に継続されます。

第25条（寄託物の内容の検査）

1. 当社は、寄託物の引渡しを受けたとき、または保管期間中、寄託物の内容について疑いがある場合は、利用者の同意を得て、寄託物の内容について検査することができるものとします。
2. 当社は、利用者の同意を求めるとまがなく、かつ、寄託物の外観から見てその内容に異常が認められると推定される等正当な事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、利用者の同意を得ないで、寄託物の内容について検査することができるものとします。
3. 当社は、本条第1項の規定により検査を行った場合で利用者の立会いがなかったとき、または前項の規定により検査を行った場合は、利用者に対し、遅滞なくその旨および検査の結果を通知します。
4. 利用者は、本条第1項または第2項の規定により検査を行った場合において、本サービス規約に違反していることが判明したとき、または寄託物の内容が申込事項に入力、送信されたところと異なるときは、検査に要した費用を負担しなければなりません。

第26条（保管方法の変更）

次の各号の場合には、寄託物の入庫当時の保管場所または保管設備の変更、その他保管方法の変更をすることができるものとします。ただし、本条第3号の場合には、当社は事前に利用者に対して通知するものとします。なお、本条による保管方法の変更によって利用者に損

害が生じて、当社はそれを賠償する責任を負いません。

- ① 契約の解除、解約その他寄託契約が終了したとき。
- ② 保管料、その他寄託契約に基づく債務の弁済を遅滞したとき。
- ③ 施設の閉鎖、修繕その他相当の事由があるとき。

第27条（保管不適寄託物の処置）

1. 利用者は、次の事由がある場合は、遅滞なく寄託物を引き取らなければなりません。

- ① 寄託物の内容が本サービス規約に違反していることが判明したとき、または申込事項に入力、送信されたところと異なるとき。
- ② 寄託物が倉庫または他の寄託物に損害を与えるおそれがあると認められるとき。
- ③ やむを得ない事由により寄託物の保管を継続することができなくなったとき。

2. 利用者が前項の引取りを行なわなかった場合は、当社は、寄託物の廃棄その他の必要な処置を行うことができるものとします。

3. 前項の処置によって生じた損害およびそれに要した費用は、当社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、利用者の負担とします。

4. 本条第2項の処置を行った場合は、当社は、利用者に対し、遅滞なくその旨を通知します。

第28条（返還手続）

利用者は、寄託契約の有効期間中において寄託物の返還を請求する場合は、本WEBシステムを通じて必要事項を入力、送信しなければなりません。

第29条（返還の拒絶）

1. 当社は、保管料、入出庫料その他の料金、立替金および延滞金の支払いを受けるまでは、寄託物の返還の請求に応じないことができるものとします。

2. 利用者は、前項の規定による留置の期間中は、保管料と同額の金銭を支払わなければなりません。

3. 当社は、本条第1項の規定により返還の請求に応じなかったことにより生じた損害については、賠償の責任を負いません。

第30条（引取りがなかった寄託物の処分）

1. 当社は、第20条第3項、第27条第1項の規定による寄託物の引取りが行われない場合は、利用者に対し、当社が指定する日までに寄託物を引き取ることを請求することができるものとします。

2. 前項において、その期限内に引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなし、利用者に予告した上で、寄託物の廃棄その他の処分を行うことができるものとします。

3. 前項の場合、処分等に要する費用は利用者の負担とします。また、当社は、前項の規定により寄託物を処分した場合は、利用者に対し遅滞なくその旨を通知します。
4. 当社は、本条第1項の規定により指定した日を経過した後は、寄託物に生じた損害については、賠償の責任を負いません。

第31条（保険の付保）

1. 当社は、利用者のために寄託物を当社が適当とする保険者の火災保険に付します。ただし、他の倉庫業者に再寄託した寄託物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者に当社が付保した場合と同様の火災保険に付するものとします。
2. 当社が前項の規定により寄託物に対して付保する火災保険の保険金額は、寄託物の寄託価額とします。

第32条（損害てん補額の決定）

1. 利用者は、寄託物が災した場合に、災当時の価格および損害の程度ならびに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければなりません。
2. 前項の決定をするに当たって、利用者と保険者との間で協議が整わない場合は、当社は、保険者と協議の上決定することができるものとします。

第33条（火災保険金の支払手続）

利用者は、当社を経由して火災保険金の支払いを受けなければなりません。

第34条（責任の始期および終期）

当社の寄託物に関する責任は、当社が利用者から寄託物の引渡しを受けた時に始まり、利用者が当社から寄託物を引き取った時に終わります。

第35条（当社の賠償責任と挙証責任）

1. 利用者に対して当社が賠償の責任を負う損害は、当社またはその使用人の故意または重大な過失によって生じた場合に限ります。
2. 前項の場合に、当社に対して損害賠償を請求しようとする利用者は、その損害が当社またはその使用人の故意または重大な過失によって生じたものであることを証明しなければなりません。

第36条（再寄託物に対する責任）

当社は、第23条の規定により他の倉庫業者に寄託物を再寄託した場合においても、本規約に基づき、当該寄託物について責任を負います。

第37条（免責事由）

当社は、次の損害についてその責任を負いません。

1. 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、鼠害、虫害、貨物の性質または欠陥、荷造の不完全、徴発、防疫、事故、命令、処置、保全行為、その他抗拒または回避することのできない災厄等によって直接と間接を問わず生じた損害
2. 第32条の規定により決定された損害てん補額をこえる火災による損害

第38条（賠償額）

寄託物の滅失または損傷による損害に対する当社の賠償金額は寄託価額を限度とします。

第39条（責任の特別消滅事由）

寄託物の一部滅失または損傷による損害についての当社の責任は、利用者が寄託物を引き取った日から1週間以内に当社に対し、当該寄託物に一部滅失または損傷があった旨の通知が発せられない限り消滅するものとします。

第40条（時効）

1. 寄託物の一部滅失または損傷による損害についての当社の責任は、利用者が当社より寄託物を引き取った日から1年を経過したときは、時効により消滅します。ただし、当社が利用者への引渡しの時点でその損害を知っていた場合は、この期間は2年とします。
2. 寄託物の全部滅失による損害についての当社の責任は、当社が利用者に対して滅失があった旨の通知をした日から1年を経過したときは、時効により消滅します。

第41条（寄託者の賠償責任）

利用者は、寄託物の性質または欠陥により当社に与えた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければなりません。

第42条（滅失寄託物の料金の負担）

当社は、寄託物が滅失した場合は、滅失したときまでの料金を利用者に請求することができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合は、当該保管期間に係る保管料については、この限りではありません。

第43条（準拠法その他）

1. 本規約および細則等に定めのない事項については、当社が定める倉庫寄託約款によるものとします。

2. 本サービスに関する準拠法は日本法とします。

第44条（合意管轄）

本サービス、本規約または細則等に関し、訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 料金表

【通常料金】(税抜)

料金項目	単価	備考
月額保管料	90 円/箱	成り行き保管 (常湿常温) 1 ヶ月 1 期制とし、当月中に 1 日でも倉庫に保管された文書箱は 1 期分の保管料を請求します
入庫料	45 円/箱	倉庫に入庫する際に発生する料金です (再預入れ含む)
出庫料	45 円/箱	倉庫から出庫する際に発生する料金です
集配送料	500 円/箱	当社指定の集配地区に限定します 平日 9 時~15 時の受付、集配は翌営業日中となります 特別に費用が発生した場合は実費を請求します
溶解処理料	400 円/箱	文書を廃棄する際に発生する料金です (出庫料、配送料込み)
専用保存箱料	250 円/枚	10 枚単位 320×430×290mm・組み立て式

【オプション料金】(税抜)

料金項目	単価	備考
書面監査	1 万円/回	1 回につき 200 問までとします。
溶解証明書発行料	1,000 円/通	当社所定のフォームです。月締めで 1 通発行します。